

答申第 771 号

諮問第 1332 号

件名：行政文書ではない文書をメールで送信している者が所属する学校名がわかる文書等の不開示（不存在）決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 異議申立ての内容

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 8 月 15 日付け及び同月 18 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 29 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得しているというものである。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

#### (1) 本件請求対象文書について

ア 別記文書 1（以下「文書 1」という。別記文書 2 以下についても同様とする。）について

愛知県地域振興部情報企画課（当時。以下「情報企画課」という。）では、メールシステムの運用に関する事務を行っており、当該メールシステムにおいては、職員が愛知県職員ポータルサイトシステムの職員メール又は所属メールを使って、メールの送受信を行っている。

よって、文書 1 に係る請求対象文書は、平成 23 年度から文書 1 に係る開示請求のあった平成 26 年 8 月 15 日までの間に情報企画課が作成又は取得したもののうち、情報企画課が運用するメールシステムにおいて、条例第 2 条第 2 項に規定する行政文書に該当しない文書をメールで送信している者が所属する学校名が分かる文書であると解した。

#### イ 文書 2 について

文書 2 に係る請求対象文書は、平成 23 年度から文書 2 に係る開示請求のあった平成 26 年 8 月 15 日までの間に情報企画課が作成又は取得したもののうち、情報企画課が運用するメールシステムにおいて、条例第 2 条第 2 項に規定する行政文書に該当しない文書をメールで送信している者の氏名が分かる文書であると解した。

#### ウ 文書 3 及び文書 4 について

文書 3 に係る開示請求書には、「愛知県立春日台養護学校教が」と記載されているが、「愛知県立春日台養護学校教頭が」の意味であることを開示請求者に確認している。

よって、文書 3 及び文書 4 に係る請求対象文書は、平成 24 年度から文書 3 及び文書 4 に係る開示請求のあった平成 26 年 8 月 15 日までの間に情報企画課が作成又は取得したもののうち、愛知県立春日台養護学校（名称変更により、平成 26 年度以降は愛知県立春日台特別支援学校。以下「春日台養護学校」という。）の教頭が私費で購入した IC レコーダーを使用して、県民の発言を録音したことが記載されている文書であると解した。

#### エ 文書 5 について

文書 5 に係る請求対象文書は、平成 23 年度から文書 5 に係る開示請求のあった平成 26 年 8 月 15 日までの間に情報企画課が作成又は取得したもののうち、私物の IC レコーダーを使用して開示請求者との情報公開請求に関するやり取りを録音した春日台養護学校の〇〇教頭の行動が記載されている文書であると解した。

#### オ 文書 6 について

情報企画課では、情報セキュリティ対策に関する事務を行っており、県が保有する情報資産を様々な脅威から守り、県民の信頼を損なうことなく円滑に行政を運営するため、愛知県情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を策定し、職員にポリシーに基づいた情報資産の管理を求めている。ポリシーでは、情報漏えい等が発生しないよう職員及び所属が取り組むとともに、情報漏えいが発生した場合に報告を求めることとしている。また、私物のパソコン及び記録媒体の使用については、所属長の許可を得た場合を除き、禁止している。

そして、情報企画課では、ポリシーに基づき、職員が情報セキュリティに関する意識を継続して持つための動機付けとして、セキュリティ上必要とされる行動等についてまとめた、職員用の情報セキュリティに係る自己点検票（以下「自己点検票」という。）を作成し、定期的に職員に自己点検を促している。職員は、自己点検票に示されたチェック項目について自己点検をし、セキュリティ上求められる行動を確認し、ポリ

シーに適合した行動を行うようにするものである。なお、各チェック項目には「確認」又は「該当なし」のチェック欄が設けられているが、実施できている場合は「確認」を、該当しない場合は「該当なし」をチェックすることとなっている。

よって、文書 6 に係る請求対象文書は、平成 22 年度から文書 6 に係る開示請求のあった平成 26 年 8 月 18 日までの間に情報企画課が作成又は取得したもののうち、職員が作成した自己点検票であって、チェックが入らないチェック項目があるものであると解した。

カ 文書 7 について

文書 7 に係る請求対象文書は、情報企画課が作成又は取得したもののうち、情報漏えいに関する裁判書類及びその関係文書であると解した。

キ 文書 8 について

情報企画課では、情報企画課が管理する情報通信ネットワークの正常な稼働を阻害する様々な危機が発生した場合に、迅速かつ的確に対処するため、情報セキュリティ危機管理マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成している。

よって、文書 8 に係る請求対象文書は、マニュアルにおける「情報漏えい」の用語の定義が記載されている文書であると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書 1 及び文書 2 について

情報企画課が運用しているメールシステムでは、職員メール及び所属メールにより送受信されたメールに関するデータを保有しているが、メールのアドレス、タイトル、メール本文や添付ファイルの内容等については確認を行っていない。

また、メールで送信された文書が条例第 2 条第 2 項に規定する行政文書として管理されているかどうかは、送信した職員の所属における文書管理の状況によるものであり、情報企画課が判断することはない。そして、行政文書に該当しない文書を送信した職員名又は所属名を取りまとめた文書も作成していない。

イ 文書 3、文書 4 及び文書 5 について

情報企画課は、ポリシー上、電子データ等の情報漏えい事案が発生した場合には、所属からの報告を受けることとなるが、春日台養護学校の教頭の私物の IC レコーダーの使用に関して記載された報告等の文書は存在しなかった。

ウ 文書 6 について

自己点検票による自己点検は、情報セキュリティ上必要とされる行動について、職員自らが確認することを目的としているため、職員が自己点検を行った自己点検票については、チェックが入らないチェック項目

があるか否かにかかわらず、所属又は情報企画課への提出を求めている。

よって、情報企画課では、職員による自己点検後の自己点検票を保有していない。

エ 文書7について

情報企画課では、文書7に係る開示請求の時点において、情報漏えいに関して裁判の当事者として係争中の事案はない。

また、念のため、情報企画課において、文書7に係る請求対象文書を探索したが、存在しなかった。

オ 文書8について

情報漏えいについては、マニュアルを始め、ポリシーにおいても、「情報が漏えいした場合は、…」等と用いられているが、一般的な用語として使用されている。情報漏えいの一般例としては、情報資産として管理している情報が持ち出しされたり、USBを紛失等した場合等が考えられる。しかし、ポリシー等においても、「情報が漏えいした場合」の取扱いを定めているが、「情報漏えい」を具体的に定義として定めたものはない。

カ 以上のとおり、情報企画課は、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

#### 4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書1及び文書2について

実施機関によれば、情報企画課が運用するメールシステムにおいては、メールの送受信が行われているが、情報企画課では、メール本文、添付ファイルの内容等については確認を行っていないとのことである。

また、メールで送信された文書が条例第 2 条第 2 項に規定する行政文書として管理されているかどうかを情報企画課が判断することはなく、行政文書に該当しない文書を送信した職員名又は所属名を取りまとめた文書も作成していないとのことである。

情報企画課が行うメールシステムの運用に関する事務において、送受信されるメールの内容等の確認を行っておらず、送信された文書の行政文書該当性を判断することがないのであれば、文書 1 及び文書 2 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

#### イ 文書 3 から文書 5 までについて

実施機関によれば、職員に対してポリシーに基づいた情報資産の管理を求めており、ポリシーでは、情報漏えいが発生した場合に報告を求めるとし、私物のパソコン及び記録媒体の使用については、所属長の許可を得た場合を除き、禁止しているとのことである。そして、情報企画課には、春日台養護学校の教頭の私物の IC レコーダーの使用に関して記載された報告等の文書は存在しなかったとのことである。

当審査会において、実施機関から提出されたポリシーを見分したところ、私物の記録媒体の使用については、情報セキュリティ管理者である所属長の許可を得ることとされているが、許可や使用に当たって、情報企画課に報告等を要することとはされていないことが認められた。

ポリシー上、私物の記録媒体の使用に際して情報企画課に報告等を行うこととはされていないことからすれば、春日台養護学校教頭の私物の IC レコーダーの使用に関する内容が必ずしも情報企画課に報告されるとは限らないと解されることから、文書 3 から文書 5 までに係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

#### ウ 文書 6 について

実施機関によれば、職員が自己点検を行った自己点検票については、チェックが入らないチェック項目があるか否かにかかわらず、所属又は情報企画課への提出を求めていることから、情報企画課では、職員による自己点検後の自己点検票を保有していないとのことである。

当審査会において、実施機関から提出された自己点検及び訓練等の実施依頼の通知文及び自己点検票の様式を見分したところ、自己点検票の様式には注意書きとして、チェックが入らない項目について改善を求める旨が記載されているが、通知文には、実施結果の報告は不要である旨

が記載されており、職員による自己点検後の自己点検票の提出を求めていることが認められた。

以上のことから、文書 6 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

#### エ 文書 7 について

実施機関によれば、情報企画課では、文書 7 に係る開示請求の時点において、情報漏えいに関して裁判の当事者として係争中の事案はなく、念のため文書 7 に係る請求対象文書を探索したが、存在しなかったとのことである。また、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、情報企画課では、過去においても情報漏えいに関して裁判の当事者となった事案はないとのことである。

情報企画課において、情報漏えいに関して裁判の当事者となった事案がないのであれば、文書 7 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

#### オ 文書 8 について

実施機関によれば、マニュアルにおける「情報漏えい」の用語については、一般的な用語として使用され、情報漏えいを具体的に定義として定めたものはないとのことである。

当審査会において、実施機関から提出されたマニュアルを見分したところ、情報漏えいの事例が記載されているにとどまり、情報漏えいの用語の定義については記載されていないことが認められた。

マニュアルにおいて「情報漏えい」を一般的な用語として使用しており、また、一定の事例が示されていることからすれば、文書 8 に係る請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

カ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

#### (4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別記

### 情報企画課に対する開示請求

- 文書 1 行政文書ではない文書をメールで送信している者が所属する学校名がわかる文書 H23 年度～H26 年度
- 文書 2 行政文書ではない文書をメールで送信している者の氏名がわかる文書 H23 年度～H26 年度
- 文書 3 愛知県立春日台養護学校教が私費で購入した IC レコーダーを使用して、県民の発言を録音したことが記載されている文書 H24 年度～H26 年度
- 文書 4 愛知県立春日台養護学校教頭〇〇さんが私費で購入した IC レコーダーを使用して県民の発言を録音したことが記載されている文書 H24 年度～H26 年度
- 文書 5 私物の IC レコーダを私物を使用して開示請求人との情報公開請求に関するやりとりを録音した春日台養護学校教頭〇〇さんの行動が記載されている文書 H23 年度～H26 年度（春日台養護学校教頭〇〇さんが私物の IC レコーダを使用して開示請求人の発言を録音していることを証明する文書を添付する）
- 文書 6 H22 年度～H26 年度 職員が作成した情報セキュリティーに係る自己点検票（チェックが入らない項目があるもののみ）
- 文書 7 裁判書類一式（関係する文書を含む。情報漏えいに関する分のみ）
- 文書 8 情報セキュリティー危機管理マニュアルにおける「情報漏えい」の定義が記載されている文書

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26.12.17	諮問
27.4.1	実施機関から不開示理由説明書を受理
27.4.9	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27.8.19 (第465回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
27.11.11 (第473回審査会)	審議
27.12.25 (第477回審査会)	審議
28.3.16	答申